

介護保険料の減免（新型コロナウイルス感染症関連）について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで一定の要件を満たす場合は申請により介護保険料が減額又は免除されることがあります。

減免の対象となる被保険者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第一号被保険者
 - i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上 であること。
 - ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

減免額

- ①主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った場合…全部
- ②事業収入等の減少…以下の算定式に基づき算定

（計算式）

対象となる保険料額 $(A \times B / C) \times$ 減額又は免除の割合 $d =$ 保険料減免額

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の合計所得金額

（減額・免除の割合 d）

- ・前年の合計所得金額が 200 万円以下…全部
- ・前年の合計所得金額が 200 万円を超えるとき…10 分の 8

（注）事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除対象

対象となる保険料

令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

（裏面に続く）

申請方法

減免には申請が必要です。

1. 減免申請書（被保険者ごとに1枚）
2. 枚方市 介護保険 生計維持者状況報告書（世帯で1枚）
3. 添付書類（下記【添付書類の例】を参照してください。）

〒573-8666 枚方市役所 長寿・介護保険課まで上記1～3を郵送してください

・申請結果については、申請書類を受領した後1か月程度でお送りする予定ですが、申請件数によっては、大幅に遅れる可能性があります。

【添付書類の例】

①②主たる生計維持者の方が死亡、または重篤な傷病を負われた場合	診断書、保健所等から交付される入院の勧告書など <u>新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかるもの</u>
③事業等の廃止や失業の場合	廃業届、解雇通知書、雇用保険受給資格者証など <u>廃業日・退職日がわかるもの</u>
④事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかの収入の減少見込額（損害賠償金、保険金で補填される額を除く）が前年収入の3割以上	給与明細書や帳簿類など <u>去年と今年の収入の増減がわかるもの</u>

お問い合わせ先：枚方市 長寿・介護保険課

介護保険料担当

電話：072-841-1460

FAX：072-844-0315